第十九条第三項、第二十条第三項	第十九条第三項、第二十条の二第三項
第二十七条第十五項及び第十六項	第二十七条第十五項及び第十七項
を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という。）	を含む。）
［略］	［略］
第三十七条第一項	
受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	受給権者
十日以内に	速やかに
［略］	［略］
第五十三条第一項	
受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）	受給権者
十日以内に	速やかに
［略］	［略］
第五十七条第一項	
とする。	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第十九条第三項、第二十条第三項	第十九条第三項、第二十条の二第三項	
第二十七条第十五項及び第十六項	第二十七条第十五項及び第十七項	
を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という。）	を含む。）	
［同上］	［同上］	
第三十条第一項第八号の二		
規則第一条各号	規則第一条第一項各号	
［同上］	［同上］	
第三十七条第一項		
十日以内に	速やかに	
［同上］	［同上］	
第五十三条第一項		
十日以内に	速やかに	
［同上］	［同上］	
第五十七条第一項		
とする。	とする。ただし、組合が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	